

## 水質基準に関する省令等の一部改正案等に関する 意見の募集の結果とその対応について（案）

### 1 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加するとともに、「水道法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 45 号）、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）について、それぞれ所要の改正を行うこととし、平成 25 年 8 月 23 日から 9 月 23 日までの間、意見募集を行った。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 4 条に基づく水質検査項目の一部を同様に改正することとし、平成 25 年 9 月 20 日から 10 月 21 日までの間、意見募集を行った。

加えて、水道水質管理上注意すべき項目として、平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに「別添 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト」に掲げる農薬類のうち 2 物質について、それぞれ目標値の見直しを行うこととし、平成 25 年 8 月 23 日から 9 月 23 日までの間、意見募集を行ったほか、同リストに掲げる農薬類のうち 10 物質について、目標値の新規設定を行うこととし、平成 25 年 12 月 6 日から平成 26 年 1 月 5 日までの間、意見募集を行った。

### 2 寄せられた意見

水質基準に関する省令等の一部改正案について、11 通の意見が提出された。1 通に複数の意見が含まれている場合があり、意見ののべ件数は 24 件であった。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正案については 1 通（1 件）の意見が提出された。

水質管理目標設定項目の見直し案（8 月実施分及び 12 月実施分）について、それぞれ 2 通（4 件）、1 通（1 件）の意見が提出された。

### 3 意見の要旨及び考え方

類似の意見を整理し、それぞれの意見要旨に対する考え方を、水質基準に関する省令等の一部改正案については別表 1 に、水質管理目標設定項目の見直し案（8 月実施分及び 12 月実施分）については別表 2 及び別表 3 に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正案については別表 4 に、それぞれ整理した。

(別表1) 水質基準に関する省令等の一部改正案に関する御意見と、御意見に対する当省の考え方(案)

番号	大分類	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
1	水質基準	亜硝酸態窒素を水質基準とする根拠として「過去5年間(平成18年度～平成22年度)の浄水において新評価値を超過する地点が3件あった。」とあるが、第14回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成25年3月19日)資料2によると、超過3件の検出原因に誤検出あるいは検査法による影響の可能性が報告されている。また、残留塩素存在下で亜硝酸態窒素は速やかに硝酸態窒素になる。報告値に誤りのおそれがある以上、基準改正の根拠にはならないと考えられる。再調査の上、亜硝酸態窒素を水質基準とすることについて再審議を望む。(1件)	専門的な検討の結果、水質基準である「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」が同時期に水道原水及び浄水で比較的高い濃度で検出されていた水道事業者があったことから、原水の窒素汚染の可能性が示唆されております。
2	薬品基準	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインには、評価基準以下が明確であるものについては、試験を省略しても差し支えないこととすると明記されている。次亜塩素酸ソーダには強力な酸化作用があるため、亜硝酸は含有してもそれ自身として存在することはできず、硝酸に酸化される。また苛性ソーダは、飽和塩水(海水塩由来)をイオン交換膜法による電解分解により分離製造するが、たとえ塩水に亜硝酸イオンが含まれていても、陰イオンであるため、イオン交換膜を抜けることなく、苛性ソーダ側に行くことはないと考えられる。このような化学的な性状から判断して、次亜塩素酸ソーダ及び苛性ソーダは評価対象外とするべきものと考えられる。(8件)	ご指摘のガイドラインにおける取り扱いは、各水道事業者等が物質の性状等から判断して、最大注入率で添加しても評価基準以下であることが合理的、客観的に明らかである項目については、試験を省略できることとしているものであり、その適用については各水道事業者等が判断するものです。
3	薬品基準	水道用薬品について、亜硝酸態窒素の濃度が設定最大注入率において、0.004mg/L以下であることを確認できていない。当該基準を超えた場合でも、国民の皆様への水道水の安定供給を図るため、これらの薬品に対する取扱いを相談させていただきたい。(5件)	本改正が施行(平成26年4月1日予定)されるまでの間に、水道用薬品について、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に適合していることをご確認ください。
4	薬品基準	次亜塩素酸ナトリウムの亜硝酸態窒素の薬品基準案について、今後、基準値の分析が可能な方法の確立が困難であることも想定され、設定最大注入率における分析可能な数値を薬品基準として採用することについても検討いただきたい。(1件)	基準への適合性の判断が可能な試験方法については、本改正と同時期に「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン(最終改正平成24年2月)」を改正し、別途お示しする予定です。なお、当該試験方法により、複数の分析機関で定量下限「0.004mg/L以下」が達成可能であることを確認しております。

(別表1) 水質基準に関する省令等の一部改正案に関する御意見と、御意見に対する当省の考え方(案)

番号	大分類	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
5	検査法	水道用薬品の亜硝酸態窒素については、水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン(最終改正平成24年2月)に沿って試験溶液の調製を行ない、平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正平成24年3月30日)に基づいて分析することとしているが、設定最大注入率における「0.004mg/L以下」、あるいは基準案の1/10である「0.0004mg/L以下」を確実に分析できる方法を確立する必要があり、この方法をお示しいただきたい。(6件)	基準への適合性の判断が可能な試験方法については、ご指摘のガイドラインを改正し、別途お示しする予定です。
6	検査法	測定対象物は「亜硝酸イオン」であり、定量下限として「0.004mg/L以下」を求められることになる。当社の当該測定機器にて、定量下限を求めるテストを行ったが、「0.005mg/L」レベルが最低検出感度であり、環境分析等における定量下限の定義「最低検出感度の10倍」を考慮すれば、定量下限は水道基準に近い「0.05mg/L以下」レベルが限界であると判断している。(1件)	複数の分析機関で定量下限「0.004mg/L以下」が達成可能であることを確認しております。
7	検査法	亜硝酸態窒素「0.004mg/L以下」の薬品基準と設定注入率「100mg/L」を考慮すれば、対象薬品自体に求められる濃度下限は「40mg/kg以下」になるが、番号6に掲げる定量下限「0.005mg/L以下」と希釈率を考慮すれば、対象薬品自体の定量下限として「50mg/kg以下」程度となり、求められる濃度下限を上回ってしまう。(1件)	複数の分析機関で定量下限「0.004mg/L以下」が達成可能であることを確認しております。
8	その他	「水質基準に関する省令」を改正し、「水道法施行規則」第15条において、亜硝酸態窒素について「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と同様に水質検査を実施するよう所定の改正を行うとあるが、「水質基準に関する省令」を引用している「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条第1項第3号イに規定する水質検査においても、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と同様に扱うと解釈してよいか。(1件)	ご指摘のとおり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第2号)においても、同様の改正が予定されており、9月20日から10月21日まで意見募集(パブリックコメント)が実施されました。

(別表2) 水質管理目標設定項目の見直し案に関する御意見と、御意見に対する当省の考え方(案)

番号	大分類	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
1	ニッケル	ニッケルは給水栓においてニッケル鍍金として、末端給水栓の主たる表面処理として利用されているほか、ニッケルが添加されている銅合金やステンレスといった使用素材からのニッケル浸出も懸念される。 一方で、現時点でニッケル浸出を低減させるための有望な対策技術は確立されておらず、ニッケルの水質基準項目や浸出性能基準が追加された場合、対応するのは極めて困難であることから、当該追加にあたっては、現状の実力値や技術的対応などの十分な実態調査と検討の継続をお願いします。(1件)	ニッケル及びその化合物に係る浸出性能基準等については、今般の水質管理目標設定項目の目標値の見直しを踏まえ、今後検討することとしており、いただきました御意見を参考とさせていただきます。
2	ニッケル	食品安全委員会や厚生科学審議会生活環境水道部会などにおいてのニッケルの評価方法について、もともと皮膚炎をお持ちの方への飲水投与試験にて評価されているが、これらは従来の評価方法とは異なるものと考えられる。この評価方法自体について、例えば他の物質の評価方法に比して妥当なものなのか。(1件)	ご指摘のとおり、食品健康影響評価におけるニッケルのTDIは、特に感受性が高いニッケル高感受性患者について吸収率が高くなる空腹時に飲水摂取した際の摂取量を基に算定されています。 このように、一般的な化学物質評価としてはまれなアレルギー様作用をエンドポイントとして使用していることや、食品経路によるニッケル摂取量はTDIを上回っており、飲料水の評価値を定める寄与率を常法に従い設定することが困難であること等を踏まえ、現時点の諸外国の規制値のうち最も小さい0.02mg/Lを評価値とすることとしています。
3	農薬	トリクロロホンについては、当初0.01mg/kg体重/日であったADIが、2002年に0.002mg/kg体重/日と変更された。 前者に対応する0.03mg/L以下が農薬目標値として設定されていたため、これまでのパブコメ意見募集でも、早急に新ADIを目標値に反映させるべきだとしてきたところ、今回の改定は遅きに失する。(1件)	御意見として承ります。
4	農薬	メコプロップについて、環境省の水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定のための健康影響評価によるADI(0.018mg/kg体重/日)は暫定値であると理解している。 今後、食品安全委員会が健康影響評価を行い、ADIを設定するまでは、現行目標値でよいのではないかと。(1件)	環境省の非食用農作物専用農薬安全性評価検討会における「暫定ADI」とは、いわゆる非食用農薬について水質汚濁基準値を定めるために、専門的な検討を経て設定されたものであり、食品安全委員会が食品健康影響評価を行わない農薬の評価値の算出にあたっては、当該暫定ADIを用いることとしています。

(別表3) 水質管理目標設定項目の見直し案に関する御意見と、御意見に対する当省の考え方(案)

番号	大分類	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
1	農薬	農薬の規制は検出技術の進展とともに厳しくするのが望ましい。前回と同じで良い、という姿勢では技術の進歩も無い。 現在判明している属性のみならず、未知の危険にも対処する気概で臨むべきである。(1件)	御意見として承ります。 なお、農薬類の評価値を含む水質基準等の設定にあたっては、内閣府食品安全委員会の健康影響評価等の知見等に基づき検討することとしております。

(別表4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見と、御意見に対する当省の考え方(案)

番号	大分類	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
1	検査法	<p>水道水基準項目が変更されることを受け、飲料水の水質検査項目に「亜硝酸態窒素」の項目を追加することに関して、対象を広げるのであれば測定装置を水道法の規定に限定せず、他の方法(バリデーションが取れている分析手法)にも広げる方が望ましいと考えます。</p> <p>具体的には、現行では分析手法は、水道法に準拠してイオンクロマト法に規定されていると思われませんが、規制対象が水道水から広がるのであれば、分析頻度は増えますので、負荷が増えないよう簡易に分析が行える手法の選択の余地を残すべきです。</p> <p>JIS K0102 などにも規定されている、分光光度計や他の分析手法も分析は可能です(分光光度計は100mmセルを使うなどで感度をカバーできます)。</p> <p><a href="http://kyoritsu-lab.co.jp/seihin/list/packtest/no2.html">http://kyoritsu-lab.co.jp/seihin/list/packtest/no2.html</a></p> <p>なども参照いただき、分析手法に関する緩和をお願いいたします。(1件)</p>	<p>平成15年4月の厚生科学審議会答申において、水道水質検査については水質検査技術の革新等に柔軟に対応できるようにするため、公定検査法と同等以上の方法と認められる検査方法については、これを積極的に公定検査法と認める柔軟なシステムを工夫することが必要との提言・指摘を受けております。</p> <p>このような提言・指摘を踏まえ、厚生労働省では、今後も最近の科学的知見を踏まえて検査方法告示について適宜見直しを行ってまいります。</p>